

2013年7月5日

## 税制改革のあり方 ―法人課税を中心に―

跡田直澄（嘉悦大学）

- 1 基本的考え方
  - ・ 特区への国内企業および外国企業の投資促進
  - ・ 特区での継続的操業および再投資促進
  - ・ 特区への内外からの優秀な研究者の招致・定着
  - ・ 特区での先端研究の促進
- 2 国内企業の特区への投資促進
  - ・ 全国レベルでの投資税額控除制度に対して、特区では2倍の割り増し控除制度の導入：特別償却との選択制度で
- 3 国内企業の継続創業および追加投資促進
  - ・ 法人税率格差での海外資本逃避を抑制するため、全国レベルで法人税率をアジア地域の最低レベルまで引き下げる。
  - ・ 特区での投資に伴う資本コスト引き下げのため、特区で生み出される法人所得を5年以内の投資資金の積立金とする場合には、益金不算入とする。
  - ・ 特区内では、償却資産に対する固定資産税の免除
- 4 外国企業の特区への投資促進
  - ・ 国内企業と同様に、特区では全国レベルの控除率の2倍の割り増し制度の導入：特別償却との選択制度で
  - ・ 資本コスト引き下げのため、特区で生み出される法人所得は5年間非課税とする。
- 5 外国企業の継続創業および追加投資促進
  - ・ 6年目以降における法人税率格差での海外への資本逃避を抑制するため、全国レベルで法人税率をアジア地域の最低レベルまで引き下げる。
  - ・ 特区内では、償却資産に対する固定資産税の免除

## 6 内外からの優秀な人材の招致・定着

- ・ 優遇すべき人材を認定する制度を確立し、来日・定着コストなどの実額控除を認め、所得税で優遇する。

認定制度：企業の申請で、自治体が認定委員会の推薦で認定。

コスト：渡航費、住居費（本国分も）、教育費、など

## 7 特区での先端研究の促進

- ・ 特区での先端的研究を促進するために、非営利の研究組織に対する研究支援のための寄付に税額控除制度を導入

研究成果を特区内企業に優先的に譲渡することを条件とする